

第33号

りんぽかん 隣保館だより

令和7年4月 発行



さべつ ようにん じょちょう
差別の容認をしたり助長したり

しゃかい かた か
してしまおう社会のあり方を変える

2月20日(木)に(公社)福岡県人権研究所啓発部会長の鍋山公一さんをお招き
して「人権が尊重される社会の実現をめざして」～インターネット社会における人権
問題を考える～をテーマに今年度第2回人権のまちづくり講座を開催しました。

講演会では、人権問題に関する意識調査や映像をもとにインターネット社会の問題や
実際に起きている事、今自分たちができることなどを学びました。

自分は差別をしていないと思っていても無意識にしているかもしれない…と改めて
考えさせられた時間となりました。

この講座は隣保館事業における人権啓発の取り組みとして、年に2回の開催を予定し
ており、隣保館事業の関係者や一般の方が人権問題を学ぶ機会となっていますので、ぜ
ひお気軽にご参加ください。

じんけん かんが 人権について考える



じんけん だれ も う 生まれながらにして持っている、にんげん じぶんらしく、い 自分らしく生きることのできる権利です。

りんぽかん 隣保館では、みちか 身近にあるじんけんもんだい 人権問題を知り、たにんごと 他人事と捉えるのではなく、ちい 小さなことからでも自分にできることを考えるきっかけになるよう広報・啓発活動をおこなっています。



Point

12月10日は「じんけんデー」

「じんけんデー」をご存知ですか？

これは、おおく いのち 多くの命や尊厳が奪われ、だいに じせきたいせん 第二次世界大戦を反省し、このよ
うな あやま 過ちを繰り返さないために、1
948年12月10日にこくれんそうかい 国連総会で
「せかいじんけんせんげん 世界人権宣言」がかけつ
をきねん 記念した日です。

せんげん 宣言には、「すべてのひと
尊厳と権利を、そんげん 尊 重することは、せかい 世界の
じゆう 自由・せいぎ 正義・へいわ 平和の基礎となる」という
りねん 理念が掲げられています。

「じんけんデー」には、せかいじゅう 世界中できねんぎょうじ 記念行事
が行われています。

じんけん まち 人権が守られ、きょうふ 恐怖やけつぱう 欠乏のない

せかい 世界づくりは、わたし 私たちの努めです

ふくちまち じんけんしゅうかん と く 福智町 人権週間の取り組み

ふくちまち 福智町では12月4日～12月10日のじんけんしゅうかん 人権週間を受け、じんけんこうえんかい 人権講演会を
じっし 実施しています。

こんねんど 今年度は、11月29日にちいきこうりゅう 地域交流センターでOVER THE RAINBOW
だいひょう 代表のあらまきあきら 荒牧明楽さんをお招きして、「せい の た よう せい 性と人権」をテー
マにじつれい 実例をまじ 交えながらこうえん 講演をしていただきました。

さんかしゃ 参加者 298人に「すべてのひと 尊厳をもっ
ていきられるしゃかいづく 社会作りがじゅうよう 重要」と呼びかけました。



～ 違いを認め合える社会をめざして～

性的マイノリティとは決して特別なことではありません。性の在り方は人それぞれ、全ての人の関係することです。まずは、多様な性について学んでみてはどうでしょうか。

性の多様性について

「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性が異なることはない、性別は男と女だけである」としている人から見て少数という意味で、決して特別な存在ではありません。最近ではアルファベットの頭文字をとって、「LGBTQ+」とも呼ばれています。

福岡県パートナーシップ宣誓制度

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」は、双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。県では、性的少数者の人が、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人と安心して生活できる県づくりを目指して、令和4年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。

パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付要件

- 双方がともに成人（満18歳）に達している●近親者同士ではない●配偶者がいない●どちらか1人が福岡県内に住所を有している、または転入予定の方
- ※詳しくは福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課調整係までお問い合わせください。
- ※福智町ではパートナーシップ宣誓の受付はできません。ご注意ください。

福智町で受けることのできる行政サービス

福智町では、町民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会をめざしています。その取り組みの1つとして「福岡県パートナーシップ宣誓受領カード」を所持する人、または、県と協定を結び独自で「パートナーシップ宣誓制度」を導入している市や町で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を役場窓口で提示することで、次の行政サービスを受けることができます。

障がいのある人に対する
軽自動車減免申請

ようかいこにんていしんせい
要介護認定申請

ぼしてちょうこうふ
母子手帳の交付

じゅうみんひょう
住民票への記載

仕事、家庭、お金、介護など…どこに相談したら良いか

わからないことも一度話してみませんか？

町民の方どなたでも

福祉相談会

相談無料

秘密厳守

福祉専門職が対応します！

ひとりで悩まずご相談ください。

4月

時間 13:00 ~ 15:30

開催日

開催場所

予約先

4月11日(金)

金田隣保館

☎0947-22-2802

4月18日(金)

ほのほの館

☎0947-22-6290

4月25日(金)

赤池隣保館

☎0947-28-4806

※皆さんの話をしっかりと伺うことができるように事前予約制です。

※1回の相談は1時間程度を予定しています。

※基本は来館してお話を伺うようにしていますが、来館することが難しい方は電話での相談も受け付けますのでお気軽にお問い合わせください。

※毎月の日には広報にてお知らせしています。ぜひ、ご確認ください。

※相談に関する内容については第三者に公開することはありません